

令和元年5月24日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（14名）

3番	加藤克之	4番	高橋八重典
5番	永井利明	6番	鈴木みどり
7番	那須英二	8番	三宮十五郎
9番	早川公二	10番	平野広行
11番	三浦義光	12番	堀岡敏喜
13番	炭竈ふく代	14番	佐藤高 清
15番	武田正樹	16番	大原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

7番	那須英二	8番	三宮十五郎
----	------	----	-------

4. 欠員（2名） 1番 2番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	安藤正明	副 市 長	大木博雄
教 育 長	奥山 巧	総 務 部 長	渡邊秀樹
民生部長兼 福祉事務所長	宇佐美 悟	開 発 部 長	大野勝貴
教 育 部 長	立松則明	総務部次長兼 庁舎建設室長	伊藤重行
総務部次長兼 財政課長	安井文雄	開発部次長兼 農政課長	小笠原己喜雄
開発部次長兼 土木課長	伊藤仁史	会 計 管 理 者	横山和久
監査委員 事務局長	山下正己	総 務 課 長	佐藤文彦
秘書広報課長	安井幹雄	企画政策課長	佐野智雄
危機管理課長	伊藤淳人	税 務 課 長	佐藤雅人
収 納 課 長	細野英樹	市民課長兼 十四山支所長	鈴木博貴
保険年金課長	服部利恵	環 境 課 長	柴田寿文
健康推進課長	飯田宏基	福 祉 課 長	大木弘己

介護高齢課長兼 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	藤井清和	児童課長	山守美代子
商工観光課長	横江兼光	都市計画課長	梅田英明
下水道課長	水谷繁樹	会計課長	伊藤えい子
学校教育課長	渡邊一弘	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	山森隆彦
図書館長	服部朋夫	歴史民俗資料館長	伊藤隆彦

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	安井耕史	書記	鷺尾里恵
書記	伊藤国幸		

7. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4 承認第1号	専決処分の承認について
日程第5 諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第6 諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第7 議案第32号	弥富市税条例の一部改正について
日程第8 議案第33号	弥富市総合計画審議会条例及び弥富市行政改革推進委員会条例の一部改正について
日程第9 議案第34号	公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について
日程第10 議案第35号	弥富市長の給与の特例に関する条例の制定について
日程第11 議案第36号	弥富市税条例等の一部改正について
日程第12 議案第37号	弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正について
日程第13 議案第38号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第14 議案第39号	弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第15 議案第40号	弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第16 議案第41号	弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第17 議案第42号	弥富市介護保険条例の一部改正について

- 日程第18 議案第43号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第19 議案第44号 弥富市下水道条例の一部改正について
- 日程第20 議案第45号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について
- 日程第21 議案第46号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第22 議案第47号 市道の認定について
- 日程第23 議案第48号 令和元年度弥富市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第49号 令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第50号 令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第51号 令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第52号 令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

ただいまより令和元年第2回弥富市議会定例会を開会いたします。  
これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、那須英二議員と三宮十五郎議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

第2回弥富市議会定例会の会期を本日から6月19日までの27日間としたいと思いますが、  
御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月19日までの27日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（堀岡敏喜君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が、また
地方自治法施行令の規定により、市長から平成30年度一般会計予算の繰り越しに関する書類
がそれぞれ提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いを
いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 承認第1号 専決処分の承認について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第4、承認第1号を議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 皆様、おはようございます。

令和元年第2回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも御多忙の中、御出席賜りまして厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきましては、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は承認1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

承認第1号専決処分の承認につきましては、地方税法の一部改正に伴い、必要な条例改正を平成31年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 承認第1号、専決処分をさせていただきました弥富市税条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案を6枚はねていただきまして、弥富市税条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 現行の軽自動車税の税率の特例規定について、最初の新規検査から13年を経過した3輪以上の軽自動車は、翌年度から税率を重く（重課）する特例措置の規定を整備いたしました。

2. その他必要な規定の整備を行うこととしました。

3. この条例は、平成31年4月1日から施行することといたしました。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第6 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第5、諮問第2号及び日程第6、諮問第3号、以上2件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は諮問2件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、伊藤功氏が令和元年9月30日任期満了のため、その後任者として伊藤功氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、服部忠昭氏が令和元年9月30日任期満了のため、その後任者として服部忠昭氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております諮問第2号及び諮問第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号及び諮問第3号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りをいたします。

諮問第2号を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は適任とすることに決しました。

続きまして、諮問第3号の採決に入ります。

お諮りをいたします。

諮問第3号を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は適任とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第32号 弥富市税条例の一部改正について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第7、議案第32号を議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は条例関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第32号弥富市税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を総務部長に求めます。

渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第32号弥富市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市税条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. ふるさと納税における寄附金控除の対象となる寄附金を、総務大臣が定める基準に適合する地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定し、指定を受けた地方団体への寄附金を「特例控除対象寄附金」とする地方税法の改正に伴う関係規定の整備を行うことといたしました。

この総務大臣が定める基準といたしましては、返礼品の返礼割合を3割以下とすること、返礼品を地場産品とすることなどでございます。

2. この条例は、令和元年6月1日から施行することといたしました。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） これより議案第32号の質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第32号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第33号 弥富市総合計画審議会条例及び弥富市行政改革推進委員会条例の一部改正について

日程第9 議案第34号 公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について

日程第10 議案第35号 弥富市長の給与の特例に関する条例の制定について

日程第11 議案第36号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第12 議案第37号 弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正について

日程第13 議案第38号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第14 議案第39号 弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第40号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第16 議案第41号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第17 議案第42号 弥富市介護保険条例の一部改正について

- 日程第18 議案第43号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第19 議案第44号 弥富市下水道条例の一部改正について
- 日程第20 議案第45号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について
- 日程第21 議案第46号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第22 議案第47号 市道の認定について
- 日程第23 議案第48号 令和元年度弥富市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第49号 令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第50号 令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第51号 令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第52号 令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第8、議案第33号から、日程第27、議案第52号まで、以上20件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し御審議いただきます議案は、条例関係議案14件、法定議決議案1件、予算関係議案5件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第33号弥富市総合計画審議会条例及び弥富市行政改革推進委員会条例の一部改正につきましては、行政組織の変更に伴い、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第34号公の施設の使用料の改定に関する条例の制定につきましては、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、各条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第35号弥富市長の給与の特例に関する条例の制定につきましては、弥富市長の給与を減額するため、必要があるものであります。

次に、議案第36号弥富市税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第37号弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正につきましては、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第38号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第39号弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第40号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第41号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第42号弥富市介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法施行令等の一部改正等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第43号弥富市都市公園条例の一部改正、議案第44号弥富市下水道条例の一部改正、議案第45号弥富市污水处理施設条例の一部改正及び議案第46号弥富市道路占用料条例の一部改正につきましては、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第47号市道の認定につきましては、弥富市火葬場の都市計画決定に伴い、道路を認定するものであります。

次に、議案第48号令和元年度弥富市一般会計補正予算（第1号）につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援新制度システム改修委託料の増額や、いこいの里修繕工事請負費等の増額を計上するものであります。

次に、議案第49号令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、旧被扶養者に係る減免の見直しに伴う電子計算処理等委託料を計上するものであります。

次に、議案第50号令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、介護保険事務処理システム改修委託料等を計上するものであります。

次に、議案第51号令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、機能強化対策工事請負費の増額を計上するものであります。

次に、議案第52号令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、道路占用物件等の移転に伴う補償金の増額を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を関係部長に求めます。

なお、補正予算は総務部長に求めます。

渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第33号弥富市総合計画審議会条例及び弥富市行政改革推進委員会条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市総合計画審議会条例及び弥富市行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 行政組織の変更に伴い、企画政策課において総合計画審議会及び行政改革推進委員会

の庶務を処理することといたしました。

2. この条例は、公布の日から施行することといたしました。

次に、議案第34号公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について御説明申し上げます。

25枚はねていただきまして、公の施設の使用料の改定に関する条例のあらましをごらんください。

1. 消費税率と地方消費税率を合わせた税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、ここに掲げてございます(1)弥富市市民ホールから、次のページの(16)弥富市産業会館までの公の施設の使用料の改定を行うものでございます。

2. この条例は、令和元年10月1日から施行することといたしました。ただし、3については公布の日から施行することとしました。

3. 令和元年10月1日、以下「施行日」といいます、前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者からは、この条例による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することといたしました。

次に、議案第35号弥富市長の給与の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、弥富市長の給与の特例に関する条例のあらましをごらんください。

1. 弥富市長の給料の月額について、令和元年7月1日から令和4年12月1日までの間、以下「特例期間」といいます、において30%減額し、月額65万1,700円とすることとしました。

2. 弥富市長の期末手当の額について、特例期間において、30%減額することとしました。

3. この条例は、令和元年7月1日から施行することとしました。

次に、議案第36号弥富市税条例等の一部改正について御説明申し上げます。

30枚はねていただきまして、弥富市税条例等の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 個人市民税において、消費税引き上げ時における需要変動の平準化対策として、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間、消費税率10%が適用される住宅取得について、住宅借入金等特別税額控除の適用期間を拡充（10年から13年間に3年間延長）することとしました。

2. 子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親（単身児童扶養者）に対し、個人住民税を非課税とすることとしました。

3. 消費税引き上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車税について、環境性能割の税率を1%分軽減することとしました。

4. 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について、現行制度を令和3年度まで2年延長し、令和4年度及び令和5年度については、軽課の対象を電気自動車及び天然ガス自動車に限定することとしました。

5. その他必要な規定の整備を行うこととしました。

6. この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、一部については、令和元年10月1日、令和2年1月1日、令和3年1月1日または同年4月1日から施行することとしました。

次に、議案第37号弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 消費税率と地方消費税率を合わせた税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、行政財産目的外使用料の額の改定を行うこととしました。

2. この条例は、令和元年10月1日から施行することとしました。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 宇佐美民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 議案第38号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「58万円」から「61万円」に引き上げることとしました。

2. 低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を「27万5,000円」から「28万円」に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を「50万円」から「51万円」にそれぞれ引き上げることとしました。

3. この条例は、公布の日から施行することとしました。

次に、議案第39号弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 災害援護資金の貸付利率年3%を、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は年1%とすることとしました。

2. 災害援護資金の償還方法に、月賦償還による方法を加えることとしました。

3. この条例は、公布の日から施行することとしました。

次に、議案第40号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設を確保しないことができることとしました。

2. 1の場合において、家庭的保育事業者等は、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設または地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、市長が適当と認めるものを、卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないこととしました。

3. 満3歳以上の児童を受け入れている保育型事業所内保育事業所について、市長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設を確保しないことができることとしました。

4. 連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるときは、連携施設を確保しなければならないとする規定の適用の猶予期間を「5年」から「10年」に延長することとしました。

5. この条例は、公布の日から施行することとしました。

次に、議案第41号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修について、指定都市の長も実施できることとしました。

2. その他必要な規定の整備を行うこととしました。

3. この条例は、公布の日から施行することとしました。

次に、議案第42号弥富市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市介護保険条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 令和元年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、介護保険料の保険料基準額に

対する割合を、第1段階については0.35から0.25に、第2段階については0.5から0.4に、第3段階については0.7から0.65に、それぞれ引き下げることにした。また、令和元年度の保険料軽減強化については、令和2年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準に設定することとしました。

2. その他必要な規定の整備を行うこととしました。

3. この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用することとしました。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 大野開発部長。

○開発部長（大野勝貴君） 議案第43号弥富市都市公園条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただき、弥富市都市公園条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 消費税率と地方消費税率を合わせた税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、都市公園使用料の額を改定することとしました。

2. この条例は、令和元年10月1日から施行することとしました。

次に、議案第44号弥富市下水道条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただき、弥富市下水道条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 消費税率と地方消費税率を合わせた税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、下水道使用料の額を改定することとしました。

2. この条例は、令和元年10月1日から施行することとしました。

3. 令和元年10月1日前から継続して使用されている下水道で、同日以後最初に額が確定するものの使用料に対する税率は、従前の例とすることとしました。

次に、議案第45号弥富市汚水処理施設条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただき、弥富市汚水処理施設条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 消費税率と地方消費税率を合わせた税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、汚水処理施設使用料の額を改定することとしました。

2. この条例は、令和元年10月1日から施行することとしました。

3. 令和元年10月1日前から継続して使用されている汚水処理施設で、同日以後最初に額が確定するものの使用料に対する税率は、従前の例とすることとしました。

次に、議案第46号弥富市道路占用料条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただき、弥富市道路占用料条例の一部を改正する条例のあらましをごらんく

ださい。

1. 消費税率と地方消費税率を合わせた税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、道路占用料の額を改定することとしました。

2. この条例は、令和元年10月1日から施行することとしました。

次に、議案第47号市道の認定について御説明申し上げます。

1枚はねていただき、認定路線調書をごらんください。

都市計画施設として弥富市火葬場を都市計画決定したことに伴い、表にございます市道鍋田44号線を認定するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第48号令和元年度弥富市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ5,671万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を172億160万6,000円とするものであります。

歳入予算といたしましては、番号制度整備費補助金として、総務費国庫補助金239万1,000円、財政調整基金繰入金5,432万3,000円を増額計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきましては、子ども・子育て支援新制度システム改修委託料300万円、いこいの里修繕工事請負費212万円、介護保険特別会計事務費繰出金83万4,000円。

農林水産業費におきましては、農業集落排水事業特別会計繰出金1,764万円。

土木費におきましては、公共下水道事業特別会計繰出金3,296万円であります。

次に、議案第49号令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ179万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億2,379万3,000円とするものであります。

歳入予算といたしましては、保険給付費等交付金特別交付金特別調整交付金分179万3,000円。

歳出予算といたしましては、旧被扶養者に係る減免の見直しに伴う電子計算処理等委託料179万3,000円であります。

次に、議案第50号令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ83万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億4,118万4,000円とするものであります。

歳入予算といたしましては、事務費繰入金83万4,000円。

歳出予算といたしましては、事務処理システム改修委託料74万6,000円、指定機関等管理システム改修委託料8万8,000円であります。

次に、議案第51号令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ4,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億6,000万円とするものであります。

歳入予算といたしましては、県補助金3,136万円、一般会計繰入金1,764万円。

歳出予算といたしましては、機能強化対策工事請負費4,900万円であります。

次に、議案第52号令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,296万円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億996万円とするものであります。

歳入予算といたしましては、一般会計繰入金3,296万円。

歳出予算といたしましては、道路占用物件等の移転に伴う補償金3,296万円であります。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） お諮りをいたします。

本案20件は継続議会で審議をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案20件は継続議会で審議することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時36分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 那 須 英 二

同 議員 三 宮 十五郎